

公立大学法人岩手県立大学
滝沢キャンパス照明設備賃貸借事業

提案募集要項

令和7年11月

公立大学法人 岩手県立大学

1 募集の趣旨

本学の滝沢キャンパスに設置されている照明器具は、一部を除き 1998 年の開学時に設置されたものであり、設置から相当期間経過し、経年劣化による今後の維持管理が課題となっている。

また、この間、大学運営における脱炭素化への取組みの必要性や電気料金の値上げなどによる財政負担の増加などが課題となっていることから、今日広く導入されている、省エネルギー・長寿命の L E D 照明器具への更新が必要と考えている。

そこで、照明設備の L E D 化に当たり、民間企業のノウハウ、資金、技術力を活用した公立大学法人岩手県立大学滝沢キャンパス照明設備賃貸借事業（以下「本事業」という。）を実施し、施設内の既存照明設備を L E D 照明へ更新しようとするものである。

ついては、対象施設への照明設備導入計画の策定、交換工事、保守・維持管理に関する事業者からの提案を受け、岩手県立大学（以下「大学」という。）にとって最も優れていると考えられる提案を選定するため、本募集を実施するものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、大学と契約締結に向け協議を行い、合意に至った場合、リース契約を締結し、本事業を実施する。

2 事業概要

（1）事業名称

公立大学法人岩手県立大学滝沢キャンパス照明設備賃貸借事業

ア 契約方式及び年数

付帯サービス付きリース契約（以下「リース契約」という。）

契約年数 10 年

イ 事業内容

施設内の照明器具の設置状況を踏まえて自ら行った提案を基に、本事業に係る L E D 照明器具の設置、保守及び維持管理等を含め、大学と合意した内容でリース契約を締結する。

本事業の契約期間内においては、募集趣旨目的達成のため整備する L E D 照明設備等（以下「本設備」という。）を善良なる注意義務をもって、自らの費用負担により業務を履行するものとする。

ウ 事業限度額（消費税込）

総額 363,660,000 円（10 年間のリース料金）

3 事業者が行う業務の範囲

業務の範囲は、次のとおりとする。

（1）本設備の設置に係る計画、施工、施工管理

ア 関係諸法規を遵守しつつ、本事業メリットを最大限に享受できる施工計画の策定及び施工・施工管理の実施

イ 関係諸法規を遵守しつつ、施設業務への支障や職員・学生への不便が生じないよう十分配慮した施工計画の策定及び施工・施工管理の実施

ウ 関係諸法規を遵守しつつ、作業の安全に十分配慮した施工・施工管理の実施

(2) 既設照明器具の撤去、廃棄処分

ア 関係諸法規を遵守しつつ、撤去工事の施工・施工管理の実施

イ 撤去した設備（蛍光灯、器具本体など）については、関係法令に基づき適切な処分を行うこと。

(3) 本設備の維持管理、保証（無償修繕等）

ア 大学からの修繕依頼に基づき、本設備の調査・修繕を行う。

イ 照明器具に関する大学からの連絡に対して対象器具の特定が行えるよう、設置箇所及び設置した照明器具が分かる一覧資料等による管理体制を整備すること。

ウ 大学からの連絡受付体制を整備するものとし、大学からの修繕依頼を受け付けること。なお、連絡を受けたときは5営業日以内（土日祝日及び休校日を除く）に状況を確認し、その結果修繕等が必要な場合は速やかに実施すること。

エ 費用負担について

(7) 事業者が費用負担する場合

a 本設備の製品として不具合による故障

b 本設備の取付け、施工不具合による故障

c 火災、盗難、落雷、いたずらなど、動産総合保険の適用範囲の事象による損害

※ 動産総合保険の範囲内、かつ保険会社からの受領した保険金を上限とする。

(i) 大学が費用負担する場合

a 対象施設での清掃・設備保守等で大学又は大学の依頼による作業者の責による損害

b 故意又は過失、暴動、地震、噴火、津波、原子力など、動産総合保険の適用範囲外による損害

(ウ) 上記(7)及び(i)以外に起因する損害については大学と事業者の協議によりその費用負担を決定する。

オ 本設備について、事業者の負担により動産総合保険に加入すること。

(4) リース契約終了後の本設備所有権の帰属

リース契約終了後、事業者の設置した本設備の所有権帰属については契約に基づき履行すること。なお、契約終了後の所有権が大学へ帰属するため、本事業で導入した設備の事業者の固定資産税は非課税とする。

(5) 地元事業者の活用

既存設備の撤去工事、LED照明の設置工事及び維持管理において、県内電気工事業者の活用を優先的に行い、県内への経済波及効果に資するよう配慮すること。

4 事業場所

岩手県立大学滝沢キャンパス

住所：岩手県滝沢市巣子 152-52

5 契約者

公立大学法人岩手県立大学

6 優先交渉権者決定からサービス開始までのスケジュール（予定）

- (1) 優先交渉権者の決定 令和8年1月
- (2) リース契約の締結 令和8年2月
- (3) LED化工事 令和8年2月から3月及び令和8年8月から9月
- (4) リース・維持管理開始日 LED化工事完了後、随時

7 応募要件

(1) 応募者の資格要件

- ア 応募者は、本事業を行う能力を有し、かつ、法人格を有する単体企業又はグループ（それぞれが法人格を有する複数の企業の共同）とする。
- イ グループで応募する場合は、事業役割を担い、契約者となる代表者を1者選定する。
なお、各構成員は、他のグループの構成員として本プロポーザルに参加することはできない。また、構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって大学との協議により大学が認めたときは、この限りでない。
- ウ 参加表明時、応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- エ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続き及び契約等に係る諸手続きを行う。

(2) 応募者の役割

- ア 応募者は、次の役割をすべて担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担する。
 - (ア) 事業役割
大学とのリース契約締結等の諸手続きを行い（大学との対応窓口）、事業遂行のすべての責を負う。
 - (イ) 調査設計役割
現地調査・設計・計画に関する業務を担う。
 - (ウ) 施工役割
施工・施工管理に関する業務を担う。
 - (エ) 機器調達役割
LED照明器具及び必要部材の調達に関する業務を担う。
 - (オ) 維持管理役割
リース契約開始後の維持管理に関する対応窓口等に関する業務を担う。
- イ (ア)から(オ)の役割を担う企業が異なる場合には、適正な契約を締結し大学に報告すること。
- ウ 事業役割が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書（任意様式）を別途大学に提出すること。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全社が大学に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。また、事業役割の構成企業のうち1者を代表として大学との対応窓口とし、契約等諸手続きを行うものとする。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たすこと。

ア 応募者は、参加表明書及び資格確認書類により、本事項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

イ 応募者は、本業務全体を円滑に行うため迅速に対応できる者であること。

ウ (ア)、(イ)、(エ)及び(オ)の役割を担う役割を担う構成員は、岩手県内に受任機関を有しており、「令和6・7年度競争入札参加資格者名簿（物品の製造の請負・物品の売買）」又は「令和6・7年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿」に登録されていること。

エ 事業役割を担う構成員は、地方公共団体とリース契約実績を複数有していること。

オ 調査設計役割を担う者は、令和元年度以降、国又は地方公共団体が所有する施設において、調査業務の契約実績を有することとし、証明する契約書等を提出すること。

カ 施工役割を担う構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気工事に係る監理技術者が所属する者であること。

キ 施工役割を担う構成員は、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（参加表明書提出日において審査基準日から2年以内かつ有効なもの）の総合評定値の通知を受けている者であること。

ク 施工役割を担う構成員は、岩手県内に本店又は支店があり、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は岩手県内の地方公共団体が発注した類似の賃貸借事業の中でLED照明更新工事实績を有していること。

ケ 施工役割の下請業者又は協力事業者の選定に当たっては、最低1社以上のLED照明工事の実績のある県内業者へ発注し、県内への経済波及効果に資するように配慮すること。

コ 維持管理役割を担う構成員は、岩手県内に本店又は支店があり、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は岩手県内の地方公共団体が発注した類似の賃貸借事業の中で、維持管理業務に類する業務実施経験を有していること。

（4）応募者の制限

次に掲げる者は、応募者又は応募者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 本募集要項の配布日から事業提案書提出までの期間に、指名停止基準に基づく指名停止措置を受けている者

ウ 本募集要項の配布日から事業提案書提出までの期間に、入札契約暴力団等排除要綱に基づく指名除外の措置を受けている者

エ 本募集要項の配布日から事業提案書提出までの期間に、建設業法第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止処分を受けている者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。

（以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の承認の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画承認の決定を含む。）があった場合においては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続の申立てをなされなかった者とみなす。

ク 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

ケ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者

コ 法人税、事業税、地方税を滞納している者

8 応募に関する留意事項

- （1） 応募に関するすべての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。
- （2） 提出書類の著作権は応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。
- （3） 大学は無断で本事業以外の目的で提出書類を使用、又は第三者への提供は行わない。
- （4） 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料及び維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者は負うものとする。
- （5） 交換対象の施設及び照明設備は別紙に記載のある照明を基準とする。なお、器具一覧表は本プロポーザルのため図面等を基に整理した参考であり、実態とは多少の差異があることについて留意し、提案に当たっては現地調査を必須とする。

なお、細部については、現地調査等を踏まえ、協議の上決定するものとする。

- （6） 応募者は、1 つの提案しか行うことができない。
- （7） 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- （8） 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって大学との協議により大学が認めたときは、この限りでない。
- （9） 提案書の提出後は、加筆、修正及び差し替えは認めない。なお、本提出書類については、後日参考資料を求めることがある。
- （10） 参加表明書又は提案書に虚偽の記載があったと認められる場合、若しくは重要な事実について記載しなかった場合は、当該提案書等は無効とする。
- （11） 大学が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- （12） 提出書類の提出期限を順守すること。遅延した書類は受理しない。

9 事業者選定の流れ

- （1） 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明をした者の応募資格要件を確認し、資格要件を満たした応募者に提案書の提出文

書で要請する。

(2) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定

選定委員会により提案内容を審査し、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

(3) 詳細協議

優先交渉権者は、事業計画、最終提案書作成及び契約書を締結するまでの諸条件について大学と協議を進めるものとする。

(4) 事業者の選定

優先交渉権者は、大学と協議を行い、協議が整い次第リース契約を締結の上、契約事業者となる。なお、契約までの費用については優先交渉権者の負担とする。

(5) 事務局

本事業の提案募集に関する事務局は、次のとおりとする。

所在地：〒020-0693 岩手県滝沢市菓子 152-52

担当窓口：岩手県立大学総務室管財契約グループ

電話：019-694-2002

E-mail:kanzai-gp@ml.iwate-pu.ac.jp

10 全体スケジュール（予定）

(1) 本事業は、次の日程で行う。ただし変更となる場合がある。

項目	日程
募集要項の配布（ホームページで公開）	令和7年11月27日（木）～12月12日（金）
募集要項に関する質問受付	令和7年11月27日（木）～12月5日（金）
質問の回答	令和7年12月10日（水）
参加表明書受付	令和7年11月27日（金）～12月12日（金）
資格審査結果通知	令和7年12月18日（木）
提案書受付	令和7年12月19日（金）～12月26日（金）
プレゼンテーション、優先交渉権者の選定	令和8年1月中旬（予定）
審査結果通知	令和8年1月下旬（予定）
詳細協議・契約締結	令和8年2月（予定）
各施設照明器具 LED 化工事	令和8年2月から3月及び8月から9月
本設備のリース開始・維持管理等	LED 化工事完了後、随時

(2) 本事業の提案募集に係る手続き

ア 募集要項の配布

募集要項は、大学のホームページに掲載する。

（「公立大学法人岩手県立大学滝沢キャンパス照明設備賃貸借事業」に係るプロポーザルの実施について）

イ 質問受付・回答

本募集要項等に関する質問受付・回答は、次により行う。

(ア) 質問方法

質問書【様式第2号】を使用し、質問対象の引用文（章名および頁番号）及び質問内容を具体的に記載することとし、質問受付は電子メールのみとする。なお、件名は「滝沢キャンパス照明設備賃貸借事業（〇〇社）」とし、電子メール送信後、電話で電子メールの到着確認をすること。

(イ) 提出先

岩手県立大学総務室管財契約グループ

E-mail: kanzai-gp@ml.iwate-pu.ac.jp

電話：019-694-2002

受付時間 令和7年11月27日（木）～12月5日（金）

ただし、受信確認は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時までの間を除く）

(ロ) 質問への回答

受付期間終了後、準備ができ次第、質問者全員に電子メールで回答するものとし、口頭での個別対応は行わない。

12月3日（水）にホームページに質問内容と回答を公表するものとし、口頭での個別対応は行わない。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参する。

ア 受付期間 令和7年11月27日（木）～12月12日（金）まで

受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 受付場所 岩手県立大学総務室管財契約グループ

ウ 参加表明書及び資格確認書類

応募者は、提出書類に書類符号を記した表紙とインデックスを付けA4縦ファイルに綴じたものを3部（正本1部、副本2部）提出すること。なお、代表者又はグループ構成員の代表者が支店、営業所等の代表者（〇〇支店長等）となる場合は、委任状を添付すること。

(ア) 参加表明書【様式第3号】

グループで参加の場合は、代表者名で作成すること。

(イ) グループ構成表【様式第4号】

応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

(ロ) 会社概要【様式第5号】

所在地、直近決算の状況、職員数、営業年数、その他について記載すること。

※ 各社が印刷している「パンフレット」等があれば適宜添付のこと。

(エ) 商業登記簿謄本（受付日前3か月以内に発行されたもの、写し可）

(オ) 納税証明書（写し可）

最新決算報告をした事業年度の確定申告分の法人税、法人事業所税の納税証明書を各1通、複数の事業者がある場合は、本社所在地の官公庁が発行する納税証明書を提出すること。

(カ) 財務諸表（写し可）

最新決算報告をした事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書など財務諸表を綴じたもの。

(キ) 同種事業等の実績【様式第6号の1～3】

国又は地方公共団体など公共施設LED化事業の実績

(ク) 経営事項審査結果通知書

施工役割を担う者は、「経営事項審査結果通知書（参加表明書提出日において審査基準日から2年以内かつ有効なもの）」の写しを提出すること。

(ケ) 調査業務契約実績を証明する書面

調査設計役割を担う者が、令和元年度以降、国又は地方公共団体が所有する施設において調査業務の契約実績を証明する契約書等の写しを提出すること。

(4) 参加資格確認結果通知

参加資格確認結果は、文書（電子メール）で大学から応募者（代表者）に通知する。

なお、提案書の提出者として資格が確認された者については、次のとおり提案要請書を郵送する。

通知日 令和7年12月18日（木）

(5) 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、大学が提供する配布資料を基に、「15 提案書類作成要領」に従い提案書を作成し、事務局へ持参すること。

ア 受付期間 令和7年12月19日（金）から12月26日（金）まで

受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで
（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 受付場所 岩手県立大学総務室管財契約グループ

(6) 参加を辞退する場合

提案要請書の通知を受けた応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付締切日の午後5時までに、提案辞退届【様式第7号】を1部、事務局に持参又は郵送（必着）で提出すること。

11 審査・結果の通知

(1) 審査

別に定める選定委員会が、応募者からの提案書類及びプレゼンテーションの内容をもとに審査を行い、最優秀提案者1者を選定する。なお、審査項目は下記のとおりとする。

審査項目		審査基準	配点
基本事項	業務実績	・地方公共団体等での類似事業実績があるか。	10点
	設備の施工	・施工方法や安全対策などの説明がなされているか ・職員及び学生に支障のない工程管理であるか	10点
事業実施	事業効果	・大学にとって経済性が高く、妥当性のある提案か（電気使用量・電気料金）	10点

に伴う事項	機器の選定	・規格、品質が信用に足る国内メーカーの製品であるか。 ・近隣の国立大学、公立大学、私立大学への導入実績はあるか。 ・工期短縮に繋げられる機器の選定となっているか	20 点
	維持管理	・器具等に不具合が発生した場合、緊急時や故障時の体制及び対応に具体的な提案がされているか ・想定されるトラブル等の説明と対処方法があるか	10 点
	経済効果の波及	岩手県内の経済への寄与に貢献できることが具体的に提案されているか	15 点
	提案者の積極性	要求水準以上の提案があるか	10 点
見積価格 ※相対的に評価			5 点
プレゼンテーション（資料作成能力・説明能力・提案意欲）			10 点
計			100 点

（２） 審査の流れ

本事業の提案書の審査に当たっては、以下の要領で行う。

- ア 応募者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容を審査する。
- イ 審査の結果、総合得点の最も大きい提案をした応募者を最優秀提案者とし、リース契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし、次点交渉権者とする。
- ウ 総合得点の最も高い提案をした応募者が複数存在した場合（同得点１位）、委員長を除く選定委員会委員の多数決をもって、優先交渉権者を決定する。同数の場合は、委員長が決定する。

（３） プレゼンテーション

- ア プレゼンテーションは、提出した提案書の内容を具体的に説明すること。
- イ プレゼンテーションは、１応募者当たり 30 分以内（説明 20 分、質疑応答 10 分）を予定している。
- ウ プレゼンターは、５名以内とする。
- エ プレゼンテーション審査の日時、場所は、参加表明書提出後に通知する。
- オ パソコン、その他説明に必要なものがある場合は、参加者が用意する。

（４） 審査の結果通知

- ア 審査結果は、応募者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。
- イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- オ 審査結果は、大学のホームページに掲載する。

（５） 失格

次に該当する応募者は失格とする。

- ア 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合。
- イ 提案書類に虚偽の記載があった場合。
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

エ 本募集要項に違反すると認められる場合。

オ 「2 事業概要(4)」に記載する事業限度額以上の見積額が提案された場合。

12 留意事項

(1) 提案書における留意事項

ア 本事業に係るリース契約の経費は、「2 事業概要(4)」に記載する事業限度額以下であること。

イ 本設備のリース開始は、LED 工事終了後から予定しているため、これに整合した事業計画であること。

ウ リース契約終了後の本設備等の所有権の帰属について言及すること。

エ 郵送、電子メール棟通信事故について、大学は一切責任を負わない。

(2) 事業実施に関する項目

ア 誠実な業務遂行

(ア) 事業者は、本要領及び配布資料など諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

(イ) 業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。ただし、大学が再委託を許可した場合はこの限りではない。

(ウ) 業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、大学との間で誠意をもって協議すること。

(エ) 業務の遂行上知り得た内容は、第三者に漏らしてはならない。

イ 事業契約期間中の事業者との関わり

事業者は、事業者の責により事業を遂行すること。大学は契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

ウ 事業の継続が困難となった場合における措置

(ア) 事業者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、大学は、事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、大学は、事業者との契約を解除することができるものとする。

(イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合には、大学は、事業者との契約を解除することができるものとする。

(ウ) 上記(ア)又は(イ)により契約を解除した場合は、事業者は、大学に生じた損害を賠償しなければならない。

(エ) 不可抗力その他大学又は事業者の責めに帰すことができない理由により事業の継続が困難となった場合は、大学と事業者は、事業継続の可否について協議する。

13 予想されるリスク分担表

	リスクの種類	リスクの内容	負担	
			大学	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤り	○	
	事業提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事・維持管理における環境の確保		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○
	保険	維持管理期間のリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	大学の指示	○	
		設備導入に必要な許可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破たんによるもの		○
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・遅延 (詳細は契約書による)	○	○
	物価	急激なインフレ・デフレ(設計費に影響があるもの)	○	○
	設計変更	大学の指示・判断によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
工事段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・遅延	○	○
	物価	急激なインフレ・デフレ(工事費に影響があるもの)	○	○
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	設計変更	大学の指示・判断によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	工事遅延・完成	大学の責による工事遅延・未完工による引き渡し遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡し遅延		○
	工事費増大	大学の指示、承認による工事費の増大	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合		○
	一般的改善	引き渡し前に工事目的物等に関して生じた損害		○
		引き渡し前に工事に起因して施設に生じた損害		○
支払	金利	期中金利の変更		○

維持管理関係	設計変更	大学の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	利用者等に及ぼした損害賠償	設備に起因して生じた利用者への損害に対する賠償	○	○
	維持管理費の上昇	設計変更以外の要因による維持管理費の増大		○
	本設備の損傷	大学の故意・過失又は施設に起因する本設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失による本設備の損傷		○
	施設損傷	事業者の故意・過失又は本設備に起因する施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷	○	○
	瑕疵担保	本設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	火災・天災など不可抗力による本設備の損傷	○	○
	本設備の不良	本設備が所定の性能を達しない場合		○

14 契約に関する事項

(1) 契約の手順

大学と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合にリース契約締結の手続きを行う。優先交渉権者と詳細協議の結果、双方が合意しない場合など、契約の締結が不可能となった場合は、次点交渉権者と詳細協議を行う。

(2) 契約の時期

令和8年2月（予定）

(3) 契約の概要

募集要項、提案書及び維持管理計画に基づく、契約を締結するものであり、事業者が遂行すべき工事及び維持管理に関する業務内容や支払方法などを定めるものとする。

15 提案書類作成要領

企画提案書の内容は、別添の仕様書の内容を踏まえ、下記の内容で作成すること。

(1) 提出書類

ア 提案書提出届（様式第8号）

イ 企画提案書（任意様式、ただし下記項目は必ず含むこと）

(ア) 事業実施体制

(イ) 使用器具の提案

(ウ) 維持管理等の対応や工夫点

(エ) 工事中の対応・廃棄計画

(オ) 契約終了後の所有権の帰属

ウ 見積書（任意様式、ただし下記内訳を記載すること）

（ア）照明器具の調達に要する経費

（イ）照明器具設置に要する経費

（ウ）維持管理に要する経費

（エ）リースに要する経費

（オ）その他の経費

（２） 留意事項

ア 枚数に特段制限は設けないが、可能な限り簡潔に記載すること。

イ 使用言語は日本語、通貨は日本語、単位は計量法に定めるものとする。

ウ 文字サイズは 12 ポイント以上とすること。

エ 提出書類に各々書類符号を記した表紙及びインデックスを付け、A 4 縦長ファイルに綴じたものを提出すること。

オ 企画提案書の作成、提出等に関する費用は、全て企画提案者の負担とする。

カ 提出された提案書は、審査に必要な範囲において複製することがある。

16 配布資料等

大学が応募者に提供（閲覧）する資料は次のとおりとする（無償）。

（１） 提供（閲覧）資料

施設の電気図面若しくは平面図

※ 図面が大きくコピーが難しいものは写真撮影も可とする。

（２） 提供（閲覧）期間

令和 7 年 11 月 27 日（木）から 12 月 12 日（金）まで（土日祝日を除く。）

受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）

上記期間に、資料提供申請書【様式第 1 号】に必要事項を記載し、申請すること。

（３） 提供（閲覧）方法

滝沢キャンパス総務室にて直接図面等の提供（閲覧）とする。